児童手当手続き必要・不要確認フローチャート

下記により必要書類をご確認のうえ手続きをお願いします。

・公務員の方は勤務先での手続きとなります。手続き方法等は勤務先にご確認ください。

1．現在、児童手当・特例給付を受給していますか

いいえ → **児童手当認定請求書の提出が必要です**

はい ↓

2．高校生年代までの児童の他に、その児童の兄姉等（19歳～22歳年代の子）を養育していますか

いいえ → **提出（手続き）不要です**

はい ↓

3．上記２の子を含め、養育している児童は3人以上いますか

いいえ → **提出（手続き）不要です**

はい ↓

児童手当額改定認定請求書の提出が必要です

①児童手当額改定認定請求書

②（19歳～22歳年代の兄姉等）
監護相当・生計費の負担についての確認書

③（高校生年代児童で支給要件児童として認定していない別居監護児童がいる場合）
別居監護申立書

※同居・別居については、住民票上の住所で判断してください

提出（手続き）不要です

(注)高校生年代を養育する方で支給要件児童として認定されていない児童がいる場合は**左記手続きが必要**です。
同居していない高校生年代の子がいる場合はご注意下さい
※同居・別居については、住民票上の住所で判断してください。

児童手当認定請求書の提出が必要です

●高校生年代までの児童のみを養育している方

①**児童手当認定請求書**

②（別居監護児童がいる場合）
別居監護申立書

③**請求者名義の預金通帳等振込先の確認できるものの写し**

●高校生年代までの児童を養育しており、その児童の兄姉等（19歳～22歳年代の子）を養育している方

①**児童手当認定請求書**

②（別居監護児童がいる場合）
別居監護申立書

③（19歳～22歳年代の兄姉等を含めた子の合計が３人以上になる方）
監護相当・生計費の負担についての確認書

④**請求者名義の預金通帳等振込先の確認できるものの写し**